

届出が必要な作業（特定建設作業）

作業の種類	作業の内容、適用除外等	騒音	振動
くい打機、くい抜機、 くい打くい抜機を使用 する作業※1	ディーゼルハンマ、バイプロハンマ等を使用する作業 打撃・振動式機械を用いる作業(圧入式は届出不要)	○	○
	アースオーガーを併用するくい打作業 打撃・振動式機械を用いる作業(圧入式は届出不要)	—	○
びょう打機を使用する 作業	リベッティングハンマを用いる作業	○	—
さく岩機を使用する作 業※2	手持式ブレーカーを使用する作業 (1日に50m以上移動する作業は届出不要)	○	—
ブレーカーを使用する 作業※2	手持式以外のブレーカーを使用する作業 (1日に50m以上移動する作業は届出不要)	○	○
空気圧縮機を使用する 作業	電動型以外で原動機の出力が15 k W以上の空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用される場合は届出不要)	○	—
コンクリートプラン ト・アスファルトプラン トを設けて行う作業	混練容量0.45m ³ 以上のコンクリートプラントまたは混練重量200 k g以上の アスファルトプラントを設けて行う作業 (モルタル製造のためのコンクリートプラントは届出不要)	○	—
バックホウを使用する 作業	原動機の出力が80 k W以上のバックホウを使用する作業 (低騒音型の指定をされたものは届出不要※3)	○	—
トラクターショベルを 使用する作業	原動機の出力が70 k W以上のトラクターショベルを使用する作業 (低騒音型の指定をされたものは届出不要※3)	○	—
ブルドーザーを使用す る作業	原動機の出力が40 k W以上のブルドーザーを使用する作業 (低騒音型の指定をされたものは届出不要※3)	○	—
鋼球使用の破壊作業		—	○
舗装版破砕機を使用す る作業	ハンマー落下の衝撃力で舗装版を破壊する機械を用いる作業 (1日に50m以上移動する作業は届出不要)	—	○

※1 場所打ち込みくい工法、直接打ち込みくい工法のうち圧入式のもの、埋め込み工法など、ハンマなどによる打ち込みを伴わない作業（プレボーリング根固め工法、オールケーシング工法、アースドリル工法、リバースサーキュレーション工法、地中連続壁工法など）については届出不要です。

※2 圧砕機（クラッシャー、ニブラなど）、コンクリートカッターは届出不要です。

※3 低騒音型建設機械の型式、判別方法については、国土交通省のサイト（建設施工・建設機械：低騒音型建設機械指定状況）でご確認ください。

URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

（参考文献）

- ・公益社団法人日本騒音制御工学会.『騒音規制法の手引き [第3版] -騒音規制法逐条解説/関連資料集-』.技法堂出版株式会社.2019
- ・社団法人日本騒音制御工学会.『振動法令研究会.振動規制の手引き -振動規制法逐条解説/関連法令・資料集-』.技法堂出版株式会社.2003